

専用水道を管理される皆様へ

令和3年1月

広島県健康福祉局食品生活衛生課

## はじめに

皆様方におかれましては、日頃から水道水の供給を通じ、本県の公衆衛生の向上に御尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本県では、平成16年1月に「専用水道の手引き」を作成し、平成25年3月に法改正の内容などを追記した冊子「専用水道を管理される皆様へ」を作成しました。この度、その後の水質基準項目や基準値などの改正に伴い「専用水道を管理される皆様へ」を改訂しました。

水道は、私たちの生活に不可欠な施設ですが、施設や水質の異常を放置すると、断水や健康被害の発生といった重大事故につながります。

この冊子を手元に置かれ、諸手続や日常業務の参考としていただければ幸いです。

令和3年1月

広島県健康福祉局食品生活衛生課長 菊池 和子

# 目次

(番号をクリックすると各項目の解説ページに移動します)

## ●基礎編

- |   |             |   |               |
|---|-------------|---|---------------|
| 1 | 専用水道とは何か    | 6 | 水道技術管理者の資格    |
| 2 | 専用水道と水道局の水道 | 7 | 立入検査への対応      |
| 3 | 専用水道の「設置者」  | 8 | 各種調査への対応      |
| 4 | 設置者の責務      | 9 | 法令違反時の行政処分・罰則 |
| 5 | 水道技術管理者の任務  |   |               |

## ●維持管理編

- |    |              |    |            |
|----|--------------|----|------------|
| 10 | 給水の衛生対策      | 15 | 職員の健康診断    |
| 11 | 水質検査         | 16 | 改善指導を受けたとき |
| 12 | 水質検査を行う際の留意点 | 17 | 危機管理マニュアル  |
| 13 | 水質に異常を生じたとき  | 18 | 文書・資料等の管理  |
| 14 | 施設に異常を生じたとき  |    |            |

## ●行政手続き編

- |    |              |    |          |
|----|--------------|----|----------|
| 19 | 確認           | 22 | 業務の委託    |
| 20 | 工事後の給水再開     | 23 | 専用水道の休廃止 |
| 21 | 設置者の名称・住所の変更 |    |          |

## ●用語解説編

## ●様式編